

(案)

独評発第 号
平成 24 年 月 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男

意 見 書

独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成 23 年度に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第 1 項に規定する財務諸表について、通則法第 38 条第 3 項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

通則法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立健康・栄養研究所から平成 24 年 6 月 25 日付け健栄発第 0625001 号をもって提出されたとおり承認することが適当である。